

〈案〉

令和7年4月1日

キッチンカー（移動販売車）事業者登録申請要領

1. 目的

この要領は、江戸川区におけるキッチンカー事業者の登録に関する基本的な事項を定め、区立公園等のスペースを活用した魅力づくりの一環として、キッチンカー（移動販売車）（以下キッチンカーと称す）を利用した飲食販売を行い、利用者の利便の向上と公園の魅力を高めることを目的とする。

2. 概要

- ・江戸川区立公園におけるキッチンカー事業を行うには、本要領に基づく登録を行うこと。
※総合レクリエーション公園（子供の広場、虹の広場、葛西防災公園、ファミリースポーツ広場、フラワーガーデン、富士公園、なぎさ公園）、新左近川親水公園で出店をするための事業者登録申請については、指定管理者より別途定めた要領に則る。
- ・登録する際は、公園の利用状況等を把握するために事前に現地の下見をすること。
 - i. 出店場所（以下の公園内のうち区で指定する場所）
 - ・行船公園（北葛西3丁目2番1号）
 - ・篠崎ポニーランド（篠崎町3丁目12番17号）
 - ・小岩菖蒲園（北小岩4丁目地先）
 - ・平井運動公園（平井6丁目地先）
 - ・小松川千本桜（小松川1丁目地先）※桜まつり期間を除く
 - ・桜橋広場[新川さくら館前]（船堀7丁目15番12号）※桜まつり期間を除く
 - ii 販売品目
酒類を除く飲食物（自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの）消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び江戸川区が不適当と判断したものは禁止とする。
 - iii 営業時間
午前10時00分から午後4時00分（完全撤収時間）
なお、状況により時間の短縮、及び延長は申し出により可能とする場合がある。
 - iv 出店占用料（江戸川区立公園条例六条別表二）
1日：4,230円（税込） 納付書が届きましたら、速やかにお支払いください。

3. 登録資格

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体

- ① 上記「1.目的」に同意できる者
- ② キッチンカーを保有及びリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者
- ③ 都内一円にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ④ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑤ 食品賠償保険等に参加している者
- ⑥ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑦ 江戸川区の販売スケジュール、区画に同意できる者

〈案〉

- ⑧ 各種イベント、企画等に積極的に参加、協力できる者

4. キッチンカー事業者登録申請の禁止事業者

以下の何れかに該当する個人・法人・任意団体は、申請することができない。

- ① 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者)
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑦ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 特別区民税等の税金を滞納している者
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
- ⑩ その他、区が指定する者

5. 必要書類

キッチンカー事業者へ登録する者は以下書類を江戸川区へ提出する。

- ・営業許可証一式(東京都内の保健所が発行したもの)
- ・車検証[有効期間満了日が確認できるもの]
- ・車体画像(車両全体とナンバープレートが確認できる写真)
- ・食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ・食品賠償保険等の証明書の写し
- ・リース契約書一式(車両をリース契約している場合)

6. 登録の手続き

- ・本要領「キッチンカー(移動販売車)事業者登録申請要領」を確認後、必要書類を準備の上、江戸川区公園占用電子化システムより事業者登録(仮登録申請)を行う。

(江戸川区公園占用電子化システム：<https://kouen-senyou-edogawa.com/application/>)

- ・申請内容に不備が無い場合は、書類審査(1週間～10日)後、江戸川区から送付される仮登録完了メール内のURLから事業者情報を入力し事業者本登録を行う。

※提出書類の不備等、申請に不備があり、「キッチンカー事業者仮登録書類不備通知」のメールが送付された申請者は再申請をする必要がある。

※確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合がある。

7. その他

- ・出店の応募をいただいても、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

〈担当部署〉

江戸川区役所 環境部 水とみどりの課 調整係

TEL：03-5662-0320 FAX：03-3674-6797

